

議案第 74 号

羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して  
勤勉手当を支給することができるようにするとともに、所要の改正を行うため、この条  
例を制定しようとするものであります。

羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第5項」の次に「の規定」を加え、「給与及び費用弁償について」を「給与の支給及び費用弁償に関し、必要な事項を」に改める。

第2条第1項中「前条の給与とは」を「会計年度任用職員の給与は」に、「により」を「に掲げる職員として」に、「、給料」を「給料」に、「及び期末手当をいい」を「、期末手当及び勤勉手当とし」に、「、報酬及び期末手当をいう」を「報酬、期末手当及び勤勉手当とする」に改める。

第6条第1項中「含む」の次に「。以下この条及び次条において同じ」を加え、同条第2項中「その基準日」を「6月1日及び12月1日(以下この条及び第15条において「基準日」という。)」に改め、「死亡した日現在」の次に「。次条において「基準日現在」という。」を加え、「規則」を「市長が規則」に改める。

第22条を第25条とし、第18条から第21条までを3条ずつ繰り下げる。

第17条中「第10条から第12条まで」を「第11条から第13条まで」に改め、同条を第20条とする。

第16条を第19条とする。

第15条中「第10条から第12条まで」を「第11条から第13条まで」に、「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第18条とする。

第14条第3項中「職員と」を「パートタイム会計年度任用職員と」に改め、同条を第17条とする。

第13条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条第3項中「その基準日」を「基準日」に改め、「死亡した日現在」の次に「。次条において同じ。」を加え、「(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)」を削り、「平均額」の次に「。次条において同じ。」を加え、「規則で定める率」を「市長が規則で定める率」

に改め、同条を第 15 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 16 条 給与条例第 18 条(第 2 項及び第 3 項を除く。)の規定は、任期の定めが 6 箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、1 週間の勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員については、勤勉手当を支給しない。

3 勤勉手当の額は、基準日現在においてパートタイム会計年度任用職員(前項のパートタイム会計年度任用職員を除く。)が受けるべき報酬の月額に、市長が規則で定める率を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する全てのパートタイム会計年度任用職員の報酬の月額に、給与条例第 18 条第 2 項第 1 号に定める率を超えない範囲内において市長が規則で定める率を乗じて得た額を超えてはならない。

第 12 条第 2 項中「第 15 条」を「第 18 条」に改め、同条を第 13 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬)

第 14 条 勤務時間条例第 9 条第 2 項に規定する宿直勤務又は日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与条例第 16 条の例により計算して得た額の宿日直勤務に係る報酬を支給する。

2 前 3 条の規定は、前項の勤務については、適用しない。

第 11 条第 2 項中「第 15 条」を「第 18 条」に改め、同条を第 12 条とする。

第 10 条第 1 項中「当該パートタイム会計年度任用職員について」を「あらかじめ」、「に対して」を「には」に、「全時間について」を「全時間に対して」に改め、同条第 2 項中「第 15 条」を「第 18 条」に、「額を、超過勤務に係る報酬として支給する」を「額とする」に、「7 時間 45 分」を「給与条例第 13 条第 2 項の市長が定める時間」に改め、同条第 3 項中「第 15 条」を「第 18 条」に、「を超過勤務に係る報酬として」を「の超過勤務に係る報酬を」に、「38 時間 45 分」を「給与条例第 13 条第 3 項ただし書の市長が定める時間」に改め、同条第 4 項中「第 15 条」を「第 18 条」に、「を超過勤務に係る報酬として」を「の超過勤務に係る報酬を」に改め、同条を第 11 条とする。

第 9 条中「を特殊勤務に係る報酬として」を「の特殊勤務に係る報酬を」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条第 1 項中「38.75」を「羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年羽曳野市条例第 2 号。以下「勤務時間条例」という。 )第 2 条第 1 項に規定する勤務時間(以下この条において「基準時間」という。 )」に改め、同条第 2 項中「第 15 条」を「第 18 条」に改め、同条第 3 項中「羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年羽曳野市条例第 2 号)第 2 条第 1 項に規定する勤務時間」を「基準時間」に、「職務」を「並びに職務」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 7 条 給与条例第 18 条(第 2 項及び第 3 項を除く。 )の規定は、任期の定めが 6 箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 勤勉手当の額は、基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、市長が規則で定める率を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する全てのフルタイム会計年度任用職員の給料及び地域手当の月額合計額に、給与条例第 18 条第 2 項第 1 号に定める率を超えない範囲内において市長が規則で定める率を乗じて得た額を超えてはならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

2 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 8 条」を「第 9 条」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 41 年羽曳野市条例第 382 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 1 号中「により」を「に掲げる職員として」に、「及び期末手当」を「、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第 2 号中「により」を「に掲げる職員として」に、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項並びに地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 24 条第 5 項の<u>規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)</u>の<u>給与の支給及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第 2 条 <u>会計年度任用職員の給与は、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)</u>にあつては<u>給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とし、同項第 1 号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)</u>にあつては<u>報酬、期末手当及び勤勉手当とする。</u></p> <p>2・3 省略</p> <p>第 3 条～第 5 条 省略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第 6 条 給与条例第 17 条(第 2 項から第 5 項までを除く。)から第 17 条の 3 までの規定は、<u>任期の定めが 6 箇月以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずるものとして市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。以下この条及び次条において同じ。)</u>について準用する。</p> <p>2 期末手当の額は、<u>それぞれ 6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条及び第 15 条において「基準日」という。)</u>現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、<u>退職し、又は死亡した日現在。次条において「基準日現在」という。)</u>においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、給与条例第 17 条第 2 項の各号列記以外の部分に定める率を超えない範囲内において<u>市長が規則</u>で定める率を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げ</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項並びに地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 24 条第 5 項に基づき、<u>法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)</u>の<u>給与及び費用弁償について定めるものとする。</u></p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第 2 条 <u>前条の給与とは、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)</u>にあつては、<u>給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第 1 号により採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)</u>にあつては、<u>報酬及び期末手当をいう。</u></p> <p>2・3 省略</p> <p>第 3 条～第 5 条 省略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第 6 条 給与条例第 17 条(第 2 項から第 5 項までを除く。)から第 17 条の 3 までの規定は、<u>任期の定めが 6 箇月以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずるものとして市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。)</u>について準用する。</p> <p>2 期末手当の額は、<u>それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)</u>においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、給与条例第 17 条第 2 項の各号列記以外の部分に定める率を超えない範囲内において<u>規則</u>で定める率を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>る区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p><u>第 7 条 給与条例第 18 条(第 2 項及び第 3 項を除く。)</u>の規定は、<u>任期の定めが 6 箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p>2 <u>勤勉手当の額は、基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、市長が規則で定める率を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する全てのフルタイム会計年度任用職員の給料及び地域手当の月額合計額に、給与条例第 18 条第 2 項第 1 号に定める率を超えない範囲内において市長が規則で定める率を乗じて得た額を超えてはならない。</u></p> <p><u>第 8 条 省略</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p><u>第 9 条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間の勤務時間を<u>羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年羽曳野市条例第 2 号。以下「勤務時間条例」という。)</u>第 2 条第 1 項に規定する勤務時間(以下この条において「<u>基準時間</u>」という。)で除して得た数を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</u></p> <p>2 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、<u>第 18 条の例により算出した額とする。</u></p> <p>3 第 1 項の「<u>基準月額</u>」とは、同項に規定するパートタイム会計年度任用職員の 1 週間の通常の勤務時間が<u>基準時間</u>と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任並びに<u>職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第 3 条の規定を適用して得た額に、当該額に給与条例第 10 条第 2 項に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。</u></p> | <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 省略</p> <p><u>第 7 条 省略</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p><u>第 8 条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間の勤務時間を <u>38.75</u> で除して得た数を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</u></p> <p>2 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、<u>第 15 条の例により算出した額とする。</u></p> <p>3 第 1 項の「<u>基準月額</u>」とは、同項に規定するパートタイム会計年度任用職員の 1 週間の通常の勤務時間が<u>羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年羽曳野市条例第 2 号)第 2 条第 1 項に規定する勤務時間</u>と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、<u>職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第 3 条の規定を適用して得た額に、当該額に給与条例第 10 条第 2 項に定める率を乗じて得た額を加算した額とす</u></p> |
|---|---|

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第 10 条 特殊勤務手当条例第 3 条から第 10 条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の特<sub>殊</sub>勤<sub>務</sub>に<sub>係</sub>る<sub>報</sub>酬<sub>を</sub>支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の超過勤務に係る報酬)

第 11 条 あらかじめ定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、超過勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する超過勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 18 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えて勤務したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が給与条例第 13 条第 2 項の市長が定める時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 100(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125)を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 省略

3 前 2 項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとな

る。  
(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第 9 条 特殊勤務手当条例第 3 条から第 10 条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特<sub>殊</sub>勤<sub>務</sub>に<sub>係</sub>る<sub>報</sub>酬<sub>と</sub>して支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の超過勤務に係る報酬)

第 10 条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、超過勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する超過勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を、超過勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えて勤務したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 100(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125)を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 省略

3 前 2 項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとな



る時間を除く。)に対して、勤務 1 時間につき、第 18 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務に係る報酬を支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が給与条例第 13 条第 3 項ただし書の市長が定める時間に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 4 次に掲げる時間の合計が 1 箇月について 60 時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前 3 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 18 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を超過勤務に係る報酬を支給する。

(1)・(2) 省略

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

#### 第 12 条 1 省略

- 2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 18 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

#### 3 省略

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

#### 第 13 条 1 省略

- 2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 18 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 25 を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬)

#### 第 14 条 勤務時間条例第 9 条第 2 項に規定する宿直勤務又は日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与条例第 16 条の例により計算して得た額の宿日直勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前 3 条の規定は、前項の勤務については、適

る時間を除く。)に対して、勤務 1 時間につき、第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が 38 時間 45 分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 4 次に掲げる時間の合計が 1 箇月について 60 時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前 3 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を超過勤務に係る報酬として支給する。

(1)・(2) 省略

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

#### 第 11 条 1 省略

- 2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

#### 3 省略

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

#### 第 12 条 1 省略

- 2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 25 を乗じて得た額とする。

用しない。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 15 条 給与条例第 17 条(第 2 項から第 5 項までを除く。)から第 17 条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(これに準ずるものとして市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。以下この条及び次条において同じ。)について準用する。

2 省略

3 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次条において同じ。)においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日以前 6 箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。))の 1 月当たりの平均額。次条において同じ。)に、給与条例第 17 条第 2 項の各号列記以外の部分に定める率を超えない範囲内において市長が規則で定める率を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

4 省略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 16 条 給与条例第 18 条(第 2 項及び第 3 項を除く。)の規定は、任期の定めが 6 箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、1 週間の勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員については、勤勉手当を支給しない。

3 勤勉手当の額は、基準日現在においてパートタイム会計年度任用職員(前項のパートタイム会計年度任用職員を除く。)が受けるべき報酬の月額に、市長が規則で定める率を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 13 条 給与条例第 17 条(第 2 項から第 5 項までを除く。)から第 17 条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(これに準ずるものとして市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。以下この条において同じ。)について準用する。

2 省略

3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前 6 箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。))の 1 月当たりの平均額)に、給与条例第 17 条第 2 項の各号列記以外の部分に定める率を超えない範囲内において規則で定める率を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

4 省略

属する全てのパートタイム会計年度任用職員の報酬の月額に、給与条例第 18 条第 2 項第 1 号に定める率を超えない範囲内において市長が規則で定める率を乗じて得た額を超えてはならない。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第 17 条 1・2 省略

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 省略

(パートタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの報酬額)

第 18 条 第 11 条から第 13 条までに規定する勤務 1 時間当たりの報酬額は、第 9 条第 1 項の規定により計算して得た額に 12 を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間の勤務時間に 52 を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

第 19 条 省略

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数計算)

第 20 条 第 11 条から第 13 条までの規定により勤務 1 時間につき支給する報酬額及び前条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

第 21 条 省略

第 22 条 省略

第 23 条 省略

第 24 条 省略

第 25 条 省略

以下省略

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第 14 条 1・2 省略

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 省略

(パートタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの報酬額)

第 15 条 第 10 条から第 12 条までに規定する勤務 1 時間当たりの報酬額は、第 8 条第 1 項の規定により計算して得た額に 12 を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間の勤務時間に 52 を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

第 16 条 省略

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数計算)

第 17 条 第 10 条から第 12 条までの規定により勤務 1 時間につき支給する報酬額及び前条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

第 18 条 省略

第 19 条 省略

第 20 条 省略

第 21 条 省略

第 22 条 省略

以下省略

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(減給の効果)</p> <p>第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあつては、羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条例第 22 号)第 9 条に規定する報酬の額。以下「給料等の額」という。)の 10 分の 1 以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料等の額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p> <p>2 省略<br/>以下省略</p> | <p>(減給の効果)</p> <p>第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあつては、羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条例第 22 号)第 8 条に規定する報酬の額。以下「給料等の額」という。)の 10 分の 1 以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料等の額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p> <p>2 省略<br/>以下省略</p> |

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(会計年度任用企業職員の給与)</p> <p>第 17 条 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(以下「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に<u>掲げる職員として採用された会計年度任用企業職員</u> 給料、通勤手当、特殊勤務手当、<u>超過勤務手当</u>、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当</u>、<u>宿日直手当</u>、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に<u>掲げる職員として採用された会計年度任用企業職員</u> 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、<u>超過勤務手当</u>、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当</u>、<u>宿日直手当</u>、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>2 省略<br/>以下省略</p> | <p>(会計年度任用企業職員の給与)</p> <p>第 17 条 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(以下「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に<u>により採用された会計年度任用企業職員</u> 給料、通勤手当、特殊勤務手当、<u>超過勤務手当</u>、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当及び期末手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に<u>により採用された会計年度任用企業職員</u> 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、<u>超過勤務手当</u>、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当</u>、<u>宿日直手当及び期末手当</u></p> <p>2 省略<br/>以下省略</p> |